平成２２年（フ）第１３６１号
東京都狛江市和泉本町１丁目３番１―309号
債務者　鈴木　重子
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４４４号
東京都青梅市野上町３丁目９番地の１霞台第２住宅14―101
債務者　中村　千絵
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５５４号
静岡市清水区下野北３番61号　グリーンフィールド201号室
債務者　河合裕一郎
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３６号
静岡市葵区新通１丁目３番14号
債務者　島口　　敏
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３７号
静岡市葵区新通１丁目３番14号
債務者　島口　美也
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６９号
静岡県焼津市相川2465番地　コーポおおいがわ103号
債務者　阿部　義弘
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７６号
静岡市葵区川合１丁目１番22―101号
債務者　エムディ　ゴラム　キブリア
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７２２号
静岡市清水区草薙220番地の32
債務者　下村　佳弘
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３２号
静岡県牧之原市白井1337番地　西井方
債務者　中俣　悟志
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４３１号
東京都西東京市田無町３丁目９番４―605号
債務者　島田　勝将
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第５号
東京都練馬区小竹町２丁目67番地２
破産者　株式会社樋口
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２４０７号
千葉県市川市幸１丁目15―11―103
破産者　松田　良勝
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７９０号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目８－８―208
破産者　安藤　幸雄
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７１６９号
東京都足立区加平３丁目３―12―102
破産者　千代由起江
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８８１３号
東京都練馬区石神井台３丁目23―11―201
破産者　糸井あさ美
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００８８号
埼玉県川口市大字新堀299番地の８
破産者　有限会社システムサトウ
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１００８９号
埼玉県所沢市上新井５丁目78―１―502
破産者　佐藤　靖志
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部